

高砂市指定ごみ袋制度の概要について

高砂市が導入を進めている指定ごみ袋制度は、ごみ処理費用を袋の販売価格に上乗せする有料のごみ袋制度ではありません。

製造業者にごみ袋の規格・仕様を公表した上で、製造業者の袋を認定し、製造業者・事業者に自由に流通・販売してもらう方式で行います。

1 導入開始時期

令和6年3月1日～

(※試行期間：令和5年10月1日～令和6年2月末日まで)

2 対象のごみ

「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」

3 容量

大(45リットル) 中(30リットル) 小(15リットル)

4 形状

平袋、U形袋(取って付き袋)

5 材質・厚さ

燃やすごみ 高密度ポリエチレン 厚さ：0.020mm以上

燃やさないごみ 低密度ポリエチレン 厚さ：0.025mm以上

6 指定ごみ袋の色(印字色)

燃やすごみ 袋の色 黄色の半透明(印字色 赤色)

燃やさないごみ 袋の色 無色透明(印字色 深緑色)

7 指定ごみ袋の販売開始時期

令和5年10月頃から(※10月から施行期間のため)